

大和市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第47号

大和市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大和市都市公園条例施行規則（昭和45年大和市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第51条」を「第55条」に改める。

第18条を第21条とする。

第17条中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第20条とする。

第16条第1項中「第24条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第2項中「第24条第2項」を「第28条第2項」に改め、同条を第19条とする。

第15条中「第24条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第14条第1項中「第12条」を「第16条」に、「第39条」を「第43条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、ゆとりの森東側駐車場の利用料金については、第1号又は第8号に掲げる場合を除き減免の対象としない。

第14条第2項中「第2条第1項若しくは第3条第1項」を「第5条第1項若しくは第6条第1項」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第3項中「第2条第2項、第3条第2項又は第4条第2項」を「第5条第2項、第6条第2項又は第7条第2項」に改め、同条を第17条とする。

第13条を第16条とする。

第12条第1項中「第40条ただし書」を「第44条ただし書」に改め、同条を第15条とする。

第11条第1項中「第11条ただし書」を「第15条ただし書」に改め、同条を第14条とする。

第10条第1項第1号中「第20条第1号」を「第24条第1号」に改め、同項第2号中「第20条第3号」を「第24条第3号」に改め、同項第3号中「第20条第4号又は第6号」を「第24条第4号又は第6号」に改め、同条第2項中「第20条第2号」を「第24条第2号」に改め、同条第3項中「第20条第5号」を「第24条第5号」に改め、同条を第13条とする。

第9条中「第18条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第8条第1項中「第15条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第15条第1項第2号」を「第19条第1項第2号」に改め、同条第3項中「第15条第2項」を「第

19条第2項」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「第13条」を「第17条」に改め、同条を第10条とする。

第6条中「第2条、第3条又は第4条の」を「第5条、第6条又は第7条の規定による」に改め、同条を第9条とする。

第5条第1項中「第2条第1項若しくは第3項」を「第6条第1項若しくは第3項」に改め、同条を第8条とする。

第4条第1項中「第5条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第7条とし、第3条を第6条とする。

第2条第1項中「第2条第2項及び第3項」を「第6条第2項及び第3項」に改め、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(都市公園の配置及び規模)

第2条 条例第3条第1項に規定する規則で定める配置及び規模は、次の各号に掲げる公園の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園（街区公園） 街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.25ヘクタールを標準とする。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園（近隣公園） 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は2ヘクタールを標準とする。

(建築面積割合)

第3条 条例第4条に規定する規則で定める範囲は、次に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める範囲を上限とする。

- (1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる施設 100分の10
- (2) 令第6条第1項第2号に掲げる施設 100分の20
- (3) 令第6条第1項第3号に掲げる施設 100分の10
- (4) 令第6条第1項第4号に掲げる施設 100分20

(基準適合義務)

第4条 条例第5条第2項に規定する規則で定める本市の都市公園移動等円滑化基準は、別表第1のとおりとする。ただし、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、現に応急的な救助を行うため都市公園内に設けられる建築物はこの限りでない。

別表中「第17条関係」を「第20条関係」に改め、同表関係条文の欄を次のように改め、同表を別表第2とする。

関係条文
第5条及び第17条
第5条及び第17条
第6条及び第17条
第6条及び第17条
第7条及び第17条
第7条及び第17条
第7条及び第17条
第7条及び第17条
第10条
第13条
第13条
第13条
第14条
第14条
第15条
第15条
第15条
第15条
第18条

本則の次に次の1表を加える。

別表第1（第4条関係）

整備項目	整備基準
1 園路及び広場	<p>(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1項に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上（都市公園の敷地に接する道路へ通ずる出入口又は第5項第1号に規定する駐車場へ通ずる出入口を設ける場合はそれぞれ1以上）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 車止めを設ける場合は、当該車止め相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(エ) 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(オ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p> <p>(カ) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないもとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p>

(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(オ) 縦断勾配が3パーセント以上であって、かつ、長さが30メートル以上の区間がある場合は、その途中に長さが150センチメートル以上の水平な部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、車椅子使用者が一時的に停留することができる場所をもってこれに代えることができる。

(カ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(キ) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(ク) 通路の両側は、転落を防ぐ構造とすること。

(ケ) 必要に応じ、手すりが設けられていること。

(コ) 縁石を設ける場合は、他の通路に接続する部分の幅は180センチメートル以上とし、かつ、その部分の段差は2センチメートル以下、すりつけをした部分の勾配は8パーセント以下とすること。

(カ) 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。

ウ 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の

状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(イ) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(ウ) 手すり端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

(エ) 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(オ) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(カ) 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

(キ) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

エ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

オ 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

(イ) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

(ウ) 横断勾配は、設けないこと。

(エ) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(オ) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

	<p>(カ) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(キ) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>カ 次に掲げる場所には、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）が設けられていること。ただし、アの出入口と第5項第1号の駐車場との間の経路を構成する通路にあつては、この限りでない。</p> <p>(ア) 都市公園の敷地に接する道路とアの出入口との間の経路</p> <p>(イ) イの通路の要所その他の特に視覚障がい者の注意を喚起することが必要と認められる場所</p> <p>(ウ) ウの階段の上端及び下端に近接する通路又は広場並びに踊場の部分</p> <p>(エ) オの傾斜路の上端及び下端に近接する通路又は広場の部分</p> <p>キ 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(2) 前号に規定する園路及び広場は、次項から第7項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続しているものでなければならない。</p>
2 屋根付広場	<p>屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p>

	<p>(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
<p>3 休憩所及び管理事務所</p>	<p>(1) 休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務するものが容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>エ 便所を設ける場合は、そのうち1以上は第6項第2号、第3号及び第4号の基準に適合するものであること。</p>

	<p>オ ベンチ、野外卓その他の施設を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>(2) 前号の規定は、管理事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 野外劇場及び野外音楽堂</p>	<p>(1) 野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、第2項第1号アに規定する基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口と次号の車椅子利用者用観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(7) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(カ) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(キ) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、</p>

視覚障がい者誘導用ブロックその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

ウ 当該野外劇場の収容定員の数が200以下の場合、当該収容定員の数に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員の数が200を超える場合は、当該収容定員の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

エ 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号、第3号及び第4号に規定する基準に適合するものであること。

(2) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 幅は90センチメートル以上で、かつ、奥行きは120センチメートル以上であること。

イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 前2号の規定は、野外音楽堂について準用する。

5 駐車場

(1) 駐車場は、当該駐車場の駐車台数が200以下の場合、当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下この項において「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付のものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

イ 第1項第1号アに規定する園路又は広場に近接する水平な場所に設けられ、かつ、当該園路又は広場と車椅子使用者用駐車施設

	<p>との間の経路を構成する通路は、同号イに規定する基準に適合するものであること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
<p>6 便所</p>	<p>(1) 便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第1号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) 第2号アに規定する便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p>

	<p>(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p> a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p> b 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) 第2号アに規定する便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p> ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p> イ 出入口には、当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p> ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p> エ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) 第3号ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、第4号に規定する便房について準用する。</p> <p>(6) 第3号ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びにイ並びに第4号イからエまでの規定は、第2号イに規定する便所について準用する。この場合において、第4号イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
7 水飲場及び手洗場	<p>(1) 水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。</p> <p>(2) 前号の規定は、手洗場について準用する。</p>
8 掲示板及び標識	<p>(1) 掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p> ア 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p> イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p>

- (2) 標識は、前号に掲げる基準に適合するほか、その表示された内容について、背景と文字、記号その他の表示要素との色の明度、色相又は彩度の差が確保されたものでなければならない。
- (3) 前号の標識のうち、特定公園施設の配置又は経路を表示したものは、点字その他の設備を設けたものでなければならない。
- (4) 第1項から前項までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第1項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

別記様式中「第8条」を「第11条」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。